

佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三六号）

- 1 医師の定年を一律に年齢六五年とするため、所要の改正を行うこととした。
（第一条及び第三条関係）

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三七号）

- 1 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に支給される給与の支給割合を百分の百以内とすることとした。（第四条関係）

- 2 その他所要の改正をすることとした。

- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第三八号）

- 1 一般職の職員のうち管理職員以外の職員の平成二三年一月一日から同年三月三十一日までの間における給料月額額の減額割合を一〇〇分の三・五から一〇〇分の二に引き下げることとした。（第一条及び第二条関係）

- 2 この条例は、平成二三年一月一日から施行することとした。

佐賀県立地域生活リハビリセンター条例（条例第三九号）

- 1 身体障害者に対して障害者自立支援法（以下「法」という。）第五条第一項に規定する自立訓練を実施し、本県における身体障害者の福祉の増進を図るため、佐賀県立地域生活リハビリセンター（以下「センター」という。）を設置することとした。（第一条関係）

- 2 センターは、佐賀市に置くこととした。（第二条関係）

- 3 センターにおいて法第二九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者の使用料の額その他特に要する費用について定めることとした。（第三条関係）

4 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例（条例第四〇号）

1 国民健康保険法（以下「法」という。）が改正されたことに伴い、引用条項を改めることとした。（第一条関係）

2 法第六八条の二第一項の広域化等支援方針（以下「広域化等支援方針」という。）の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な経費の財源に充てる場合は、予算の定めるところにより、佐賀県国民健康保険広域化等支援基金を処分することができることとした。（第六条関係）

3 広域化等支援方針の作成及び関係市町相互間の連絡調整その他の広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な経費に充てるため、第六条第一号の資金の貸付け及び同条第二号の補助金の交付に支障がないと認める額の範囲内の額を支出することができることとした。（第二一条関係）

4 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県子宮頸がん等ワクチン接種促進基金条例（条例第四一号）

1 子宮頸がん、髄膜炎等の予防に有効であることが確認されているワクチンの接種の促進を図るため、佐賀県子宮頸がん等ワクチン接種促進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第一条関係）

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第一条関係）

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、1に掲げる目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。（第四条関係）

4 基金は、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。（第六

条関係)

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、公布の日から施行することとした。